

第 1 3 号議案参考資料

議 案 名

和解について

1 提案理由

令和元年 1 2 月 4 日に発生したクラウドサービス利用業務に関する障害に関し、相手方との協議により和解したいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 2 号の規定により、この案を提出するものである。

2 当事者

(1) 相手方

東京都千代田区九段南 1 - 3 - 1

日本電子計算株式会社

取締役常務執行役員 公共事業部長 河和 茂

(2) 桶川市

3 損害金の内訳

第 1 3 号議案参考資料別紙のとおり